

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年9月21日(2006.9.21)

【公開番号】特開2001-356683(P2001-356683A)

【公開日】平成13年12月26日(2001.12.26)

【出願番号】特願2000-174081(P2000-174081)

【国際特許分類】

G 09 B 27/00 (2006.01)

【F I】

G 09 B 27/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月7日(2006.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下を有するプラネタリウム。

- ・第1投映装置
- ・第2投映装置
- ・前記第1および第2投映装置に所定の投映オブジェクトを投映させるための制御指令を出力する共通の制御部
- ・前記制御部からの制御指令に基づいて、前記第1投映装置に前記所定の投影オブジェクトを投映させる第1コントローラ
- ・前記制御部からの制御指令に基づいて、前記第2投映装置に前記所定の投映オブジェクトを投映させる第2コントローラ

【請求項2】

以下を有するプラネタリウム。

- ・第1投映装置
- ・第2投映装置
- ・前記第1および第2投映装置に所定の投映オブジェクトを投映させるための制御指令を出力する共通の制御部
- ・前記制御部からの制御指令に基づいて、前記第1投映装置に前記所定の投映オブジェクトを投映させる第1投映手段
- ・前記制御部からの制御指令に基づいて、前記第2投映装置に前記所定の投映オブジェクトを投映させる第2投映手段

【請求項3】 前記第1投映手段は恒星投影機で、前記第2投映手段はコンピュータグラフィック投映機である。

【請求項4】

以下を有するプラネタリウム。

- ・第1投映装置
- ・第2投映装置
- ・前記第1および第2投映装置に所定の投映オブジェクトを投映させるための制御指令を出力する共通の制御部
- ・前記制御部からの制御指令を前記第1および第2投映装置に同時に与えて、第1および第2投映手段に前記所定の投映オブジェクトを投映させるか、前記制御部からの制

御指令を第1投映装置のみに与えて、第1投映手段のみに前記所定の投映オブジェクトを投映させるかを制御する制御手段

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

【課題を解決するための手段】

上記のような目的を達成するために、本発明のプラネタリウムは以下を有することを特徴としている。

・第1投映装置

・第2投映装置

・前記第1および第2投映装置に所定の投映オブジェクトを投映させるための制御指令を出力する共通の制御部

・前記制御部からの制御指令に基づいて、前記第1投映装置に前記所定の投影オブジェクトを投映させる第1コントローラ

・前記制御部からの制御指令に基づいて、前記第2投映装置に前記所定の投映オブジェクトを投映させる第2コントローラ

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

このような構成では、第1、第2投映装置に共通した制御部が出力する第1および第2投映装置に所定の投映オブジェクトを投映させる制御指令に基づき、第1および第2コントローラにより第1および第2投映装置につき前記所定の投映オブジェクトを同時に投映し、複数の投映像を重ねる特異な演出を行うか、あるいは選択した投映装置のみにつき投映し、演出に最適な投映像が得られるようにするので、いずれの場合もその時々の演出に最適な投映ができ、演出効果が向上する。また、投映装置が異なる他のプラネタリウム施設への流用が前記選択投映機能により問題なくできる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明のプラネタリウムは、また、以下を有することを別の特徴としている。

・第1投映装置

・第2投映装置

・前記第1および第2投映装置に所定の投映オブジェクトを投映させるための制御指令を出力する共通の制御部

・前記制御部からの制御指令に基づいて、前記第1投映装置に前記所定の投映オブジェクトを投映させる第1投映手段

・前記制御部からの制御指令に基づいて、前記第2投映装置に前記所定の投映オブジェクトを投映させる第2投映手段

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

このような構成では、第1、第2投映装置に共通した制御部が出力する第1および第2投映装置に所定の投映オブジェクトを投映させる制御指令に基づき、第1および第2投映手段により第1および第2投映装置につき前記所定の投映オブジェクトを同時に投映し、複数の投映像を重ねる特異な演出を行うか、あるいは選択した投映装置のみにつき投映し、演出に最適な投映像が得られるようにするので、いずれの場合もその時々の演出に最適な投映ができ、演出効果が向上する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

この場合、前記第1投映手段は恒星投影機で、前記第2投映手段はコンピュータグラフィック投映機であるのが好適である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明のプラネタリウムは、さらに、以下を有することを今1つの特徴としている。

・第1投映装置

・第2投映装置

・前記第1および第2投映装置に所定の投映オブジェクトを投映させるための制御指令を出力する共通の制御部

・前記制御部からの制御指令を前記第1および第2投映装置に同時に与えて、第1および第2投映手段に前記所定の投映オブジェクトを投映させるか、前記制御部からの制御指令を第1投映装置のみに与えて、第1投映手段のみに前記所定の投映オブジェクトを投映させるかを制御する制御手段

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

このような構成では、第1、第2投映装置に共通した制御部が出力する第1および第2投映装置に所定の投映オブジェクトを投映させる制御指令を、制御手段により、第1および第2投映装置に同時に与えてそれらの第1および第2投映手段に前記所定の投映オブジェクトを同時に投映させて、複数の投映像を重ねる特異な演出を行うか、あるいは第1投映装置のみに与えて第1投映手段に前記所定の投映オブジェクトを投映させるかして、演出に最適な投映像が得られるようにするので、いずれの場合もその時々の演出に最適な投映ができ、演出効果が向上する。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 0】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 1

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 2

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 1 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 7】**【発明の効果】**

本発明のプラネタリウムによれば、上記から明らかなように、第1および第2投映装置に所定の投映オブジェクトを投映させる制御指令を、第1および第2投映装置につき同時に適用して投映し、複数の投映像を重ねる特異な演出を行うか、あるいは選択した投映装置につき適用して投映し、演出に最適な投映像が得られるようにして、その時々の演出に最適な投映ができ演出効果が向上する。また、前記選択投映機能により投映装置が異なる他のプラネタリウム施設への流用が問題なくできる。

【手続補正 1 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 8

【補正方法】削除

【補正の内容】